

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

介護休業者に対する給付金

Q: 今年の4月施行の介護休業給付制度について教えてください。

A: 介護休業給付は、雇用継続給付の1つで、家族の介護をする方の職業生活の円滑な継続を援助する制度です。

【解説】

平成11年4月より、事業主に介護休業制度が義務付けられたことに対応し、介護休業給付制度が創設されました。

支給対象となるのは、配偶者、父母、子等を介護するために介護休業を取得した雇用保険の被保険者で、休業を開始した日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上ある人です。

支給額は、支給対象となる1人の家族につき、1回の介護休業期間（3カ月を限度）に限り、原則として休業開始前賃金月額額の25%相当額です。ただし、休業中に休業開始前賃金の55%以上80%未満の賃金が支払われたときは、休業開始前賃金月額額の80%相当額より賃金額を差し引いた額が給付金となります。また、支払われた賃金が、休業開始前賃金月額額の80%以上であるときは、給付は行われません。なお、1つの支給対象期間（介護休業を開始した日から1カ月ごとの期間）中に、全日休業している日（会社の休業日を含む）が20日以上なければ、その支給対象期間については、給付は行われません。

職業安定所への申請は事業主が行いますが、給付は被保険者個人の指定した口座に振り込まれます。

